

名古屋市公報	平成30年 6月 6日 第1260号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長 発行人 名古屋市長	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課) (第73号)	5
告	示	
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課) (第357号)	7
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第358号)	9
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第359号)	14
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課) (第360号)	17
○ 生活保護法による介護機関の指定	(健福・保護課) (第361号)	19
○ 生活保護法による指定介護機関の変更	(健福・保護課) (第362号)	20
○ 名古屋市道路附属物自動車駐車場指定管理者の公募	(緑土・自転車利用課) (第363号)	21
○ 名古屋市大高瀬木南土地地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧	(住都・市街地整備課) (第364号)	24
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課) (第365号)	25
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課) (第366号)	29
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課) (第367号)	31
○ 指定一般相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課) (第368号)	39
○ 環境影響評価書について	(環境・地域環境対策課) (第369号)	40
○ 多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要	(緑土・都市農業課) (第370号)	42

○ 多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要	(緑土・都市農業課)	(第371号)	43
○ 葵土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の縦覧	(住都・大曾根北・筒井都市整備事務所)	(第372号)	44
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第373号)	45
○ 平成30年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及び均等割額について	(健福・保険年金課)	(第374号)	46
○ 名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合について	(健福・保険年金課)	(第375号)	47
○ 寄附金の収納事務の委託	(財政・資金課)	(第376号)	48
○ 指定代理納付者の指定	(財政・資金課)	(第377号)	49
○ 指定代理納付者の指定	(財政・資金課)	(第378号)	50
○ 指定代理納付者の指定	(財政・資金課)	(第379号)	51
○ 立地適正化計画の公表について	(住都・都市計画課)	(第380号)	52
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第381号)	53
○ 福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(子青・子ども未来企画室)	(第382号)	54

教 育 委 員 会 告 示

○ 教育委員会定例会の開催について	(第12号)	57
-------------------	--------	----

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正	(第14号)	58
○ 名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程の一部改正	(第15号)	64

交 通 局 管 理 規 程

○ 名古屋市交通局契約規程の一部改正	(第13号)	65
○ I C カード乗車券取扱規程の一部改正	(第14号)	66

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	67
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	69
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の再開公告	(上下水・営業課)	71
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	72
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告	(上下水・営業課)	73
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告	(上下水・営業課)	74
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告	(上下水・営業課)	75

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則（第73号）

1 改正内容

規定の整理を行います。（別表第 2関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第73号

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市旅費条例施行規則（昭和27年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

局 長	を	局 長	監

に改め、同表備考を次のように改

--	--	--

める。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市旅費条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の名古屋市旅費条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市告示第 357号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
フレンズクリニック	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23号	平成30年 4月 3日
フォレスト調剤薬局栄店	名古屋市中区栄四丁目 2番29号	平成30年 3月 1日
たいほう薬局	名古屋市熱田区大宝一丁目 1番 1号	平成30年 4月 9日

2 居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日

アリス調剤薬局	名古屋市北区三軒町16番地の 5	平成30年 4月18日
---------	------------------	----------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 358号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

介護事業者の名称		合同会社橋本
介護事業者の所在地		名古屋市守山区小幡二丁目 5番21号
介護事業所の名称		ケアセンターゆう
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区小幡常燈20番10号
	新	名古屋市守山区小幡二丁目 5番21号
変更年月日		平成30年 3月 1日

2 訪問介護

介護事業者の名称		社会福祉法人A J U自立の家
介護事業者の所在地		名古屋市昭和区恵方町 2丁目15番地
介護事業所の名称	旧	ヘルパーステーションほかつと軒
	新	障害者ヘルパーステーション・マイライフ

介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区池端町 2丁目21番地
	新	名古屋市昭和区明月町 2丁目33番地の 2
変 更 年 月 日		平成30年 4月 1日

3 訪問看護及び介護予防訪問看護

介護事業者の名称		株式会社シャイン
介護事業者の所在地		名古屋市北区如来町 113番地
介護事業所の名称		ひかり訪問看護ステーション天白
介護事業所の所在地	旧	名古屋市天白区鴻の巣二丁目2001番地
	新	名古屋市天白区鴻の巣二丁目 502番地
変 更 年 月 日		平成30年 4月 1日

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称	旧	自由ヶ丘薬局
	新	さくら薬局名古屋自由ヶ丘駅前店
介護事業所の所在地		名古屋市千種区自由ヶ丘 3丁目 2番27
変 更 年 月 日		平成28年 9月 1日

介護事業所の名称	旧	いい歯科フレンズ
	新	フレンズクリニック
介護事業所の所在地		名古屋市西区枇杷島三丁目28番23号
変 更 年 月 日		平成30年 4月 1日

5 通所介護

介護事業者の名称		医療法人松清会
介護事業者の所在地		名古屋市緑区桶狭間神明1702番地
介護事業所の名称		望メディカルデイサービス
介護事業所の所在地	旧	名古屋市緑区桶狭間神明1701番地
	新	名古屋市緑区桶狭間森前1106番地

変 更 年 月 日	平成30年 5月 1日
-----------	-------------

6 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社マザーズプラス
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中村区沖田町 288番地の 1
介 護 事 業 所 の 名 称	旧 福祉用具プラス
	新 福祉用具貸与販売プラス
介 護 事 業 所 の 所 在 地	名古屋市中村区沖田町 288番地の 1
変 更 年 月 日	平成28年12月 1日

7 居宅介護支援事業

介 護 事 業 者 の 名 称	社会福祉法人 A J U 自立の家
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市昭和区恵方町 2丁目15番地
介 護 事 業 所 の 名 称	旧 ほかっと軒
	新 マイプラン・ケアマネジメントセンター
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市昭和区池端町 2丁目21番地
	新 名古屋市昭和区明月町 2丁目33番地の 2
変 更 年 月 日	平成30年 4月 1日

介 護 事 業 者 の 名 称	医療法人松清会
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市緑区桶狭間神明1702番地
介 護 事 業 所 の 名 称	ホープ介護プランセンター
介 護 事 業 所 の 所 在 地	旧 名古屋市緑区桶狭間神明1701番地
	新 名古屋市緑区桶狭間森前1106番地
変 更 年 月 日	平成30年 5月 1日

8 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介 護 事 業 者 の 名 称	株式会社マザーズプラス
介 護 事 業 者 の 所 在 地	名古屋市中村区沖田町 288番地の 1

介護事業所の名称	旧	福祉用具プラス
	新	福祉用具貸与販売プラス
介護事業所の所在地		名古屋市中村区沖田町 288番地の 1
変 更 年 月 日		平成28年12月 1日

9 地域密着型通所介護

介護事業者の名称		株式会社ちくたく亭
介護事業者の所在地		名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地
介護事業所の名称	旧	デイサービスもくもくワクワク
	新	半日クラブもくもくワクワク
介護事業所の所在地		名古屋市中村区鳥居通 4丁目16番地
変 更 年 月 日		平成30年 4月 1日

10 予防専門型訪問サービス

介護事業者の名称		社会福祉法人A J U自立の家
介護事業者の所在地		名古屋市昭和区恵方町 2丁目15番地
介護事業所の名称	旧	ヘルパーステーションほかっと軒
	新	障害者ヘルパーステーション・マイライフ
介護事業所の所在地	旧	名古屋市昭和区池端町 2丁目21番地
	新	名古屋市昭和区明月町 2丁目33番地の 2
変 更 年 月 日		平成30年 4月 1日

介護事業者の名称		合同会社橋本
介護事業者の所在地		名古屋市守山区小幡二丁目 5番21号
介護事業所の名称		ケアセンターゆう
介護事業所の所在地	旧	名古屋市守山区小幡常燈20番10号
	新	名古屋市守山区小幡二丁目 5番21号
変 更 年 月 日		平成30年 3月 1日

11 予防専門型通所サービス

介護事業者の名称		株式会社ちくたく亭
介護事業者の所在地		名古屋市中村区城主町 5丁目 2番地
介護事業所の名称	旧	デイサービスもくもくワクワク
	新	半日クラブもくもくワクワク
介護事業所の所在地		名古屋市中村区鳥居通 4丁目16番地
変更年月日		平成30年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 359号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
カジウラ歯科	名古屋市千種区光が丘一丁目 1番 1 号	平成30年 3月31日
城北歯科医院・矯正歯科	名古屋市北区萩野通 1丁目37番地	平成30年 4月 1日
市原歯科	名古屋市西区比良一丁目 187番地	平成30年 2月22日
めぐみ歯科へいわ	名古屋市中区平和二丁目12番 5号	平成30年 4月 1日

石田歯科医院	名古屋市瑞穂区瑞穂通 2丁目29番地	平成30年 3月31日
粕谷クリニック	名古屋市瑞穂区妙音通 4丁目38番地	平成30年 6月 1日
北條小児科内科医院	名古屋市中川区服部三丁目 416番地	平成30年 5月 1日
小松歯科医院	名古屋市南区弥次エ町 1丁目19番地	平成30年 4月 1日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
カジウラ歯科	名古屋市千種区光が丘一丁目 1番 1号	平成30年 3月31日
城北歯科医院・矯正歯科	名古屋市北区萩野通 1丁目37番地	平成30年 4月 1日
市原歯科	名古屋市西区比良一丁目 187番地	平成30年 2月22日
めぐみ歯科へいわ	名古屋市中区平和二丁目12番 5号	平成30年 4月 1日
石田歯科医院	名古屋市瑞穂区瑞穂通 2丁目29番地	平成30年 3月31日
粕谷クリニック	名古屋市瑞穂区妙音通 4丁目38番地	平成30年 6月 1日
北條小児科内科医院	名古屋市中川区服部三丁目 416番地	平成30年 5月 1日
小松歯科医院	名古屋市南区弥次エ町 1丁目19番地	平成30年 4月 1日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
カジウラ歯科	名古屋市千種区光が丘一丁目 1番 1号	平成30年 3月 31日
城北歯科医院・矯正歯科	名古屋市北区萩野通 1丁目37番地	平成30年 4月 1日
市原歯科	名古屋市西区比良一丁目 187番地	平成30年 2月 22日
めぐみ歯科へいわ	名古屋市中区平和二丁目12番 5号	平成30年 4月 1日
石田歯科医院	名古屋市瑞穂区瑞穂通 2丁目29番地	平成30年 3月 31日
粕谷クリニック	名古屋市瑞穂区妙音通 4丁目38番地	平成30年 6月 1日
たんぽぽ薬局桜山駅店	名古屋市瑞穂区桜見町 1丁目 1番地の14先	平成30年 3月 31日
北條小児科内科医院	名古屋市中川区服部三丁目 416番地	平成30年 5月 1日
小松歯科医院	名古屋市南区弥次エ町 1丁目19番地	平成30年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 360号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅介護支援

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
社会福祉法人なごや福祉施設 協会 名古屋市昭和区紅梅町 3丁目 3番地	なごやかハウス福原 名古屋市昭和区福原町 1丁目 40番地	平成30年 4月 1日
社会福祉法人なごや福祉施設 協会 名古屋市昭和区紅梅町 3丁目 3番地	なごやかハウス横田 名古屋市熱田区横田二丁目 3 番35号	平成30年 4月 1日

元気創健株式会社 名古屋市中区上前津二丁目13 番19号	ケアプラン元気村 名古屋市緑区緑花台1946番地	平成30年 4月30日
------------------------------------	-----------------------------	----------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 361号

生活保護法による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社サン 名古屋市緑区桶狭間北三丁目 902番地	グループホーム虹色 名古屋市緑区桶狭間北三丁目 106番地	平成30年 4月 4日

2 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月日
有限会社タグ 愛知県豊明市栄町南館 3番地 の 879	グループホームゆう 名古屋市緑区桶狭間北三丁目 111番地	平成30年 4月 4日
有限会社サン 名古屋市緑区桶狭間北三丁目 902番地	グループホームよろこび 名古屋市緑区桶狭間北三丁目 902番地	平成30年 4月 4日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 362号

生活保護法による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 5月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護

介 護 事 業 者 の 名 称		株式会社アンプル
介 護 事 業 者 の 所 在 地		名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番地の 2797
介 護 事 業 所 の 名 称		アンプルケアステーション
介護事業所の所在 地	旧	名古屋市天白区平針三丁目 117番地
	新	名古屋市天白区荒池一丁目 201番地の 1
変 更 年 月 日		平成27年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 363号

名古屋市道路附属物自動車駐車場指定管理者の公募

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（平成21年名古屋市条例第52号）第 9 条の規定により、名古屋市道路附属物自動車駐車場の指定管理者を次のとおり募集します。

平成30年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 施設名及び所在地

(1) 名古屋市吹上駐車場及び名古屋市吹上中央帯駐車場

ア 名古屋市吹上駐車場

名古屋市昭和区吹上二丁目 1番

イ 名古屋市吹上中央帯駐車場

名古屋市千種区吹上二丁目13番

(2) 名古屋市大曽根駐車場

名古屋市北区大曽根三丁目1201番

2 業務の内容

- (1) 駐車場を一般の利用に供すること
- (2) 駐車場の利用料に関すること
- (3) 料金徴収機の設置及び管理に関すること
- (4) 駐車場の維持管理、修繕、法定点検及び保守点検に関すること
- (5) 災害や事故等、緊急時の対応に関すること
- (6) 事業計画書及び収支予算書に関すること
- (7) 事業報告書及び収支決算書に関すること
- (8) 管理運営状況の点検評価、利用者満足度調査及び周辺路上駐車調査に関

すること

(9) 業務の引継ぎに関すること

(10) その他駐車場の近隣施設との連絡調整を含む管理運営に付随すること

3 指定期間

平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2877

ファックス番号 052-972-4183

電子メールアドレス web-jitensha@ryokuseidoboku.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成30年 5月29日（火）から同年 7月13日（金）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000105708.html>

(3) 応募書類の受付

ア 受付期限

平成30年 7月13日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

(ア) 持参による場合

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課（名古屋市役所西庁舎 6階）までお持ちください。

(イ) 郵送による場合

(1) の住所へ送付して下さい。（平成30年 7月13日（金）必着）

5 募集内容の詳細等

募集要項等によります。

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 364号

名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2項において準用する同法第20条第 1項の規定により、次のとおり当該事業計画を一般の縦覧に供します。

平成30年 5月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧の期間

平成30年 5月30日から同年 6月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 365号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
社会福祉法人親愛 の里 長野県下伊那郡松 川町元大島1593番 地 1	ワークショップ虹 名古屋市中村区竹 橋町38番 8号	自立訓練（生 活訓練）	2310100090	平成30年 4月 1日
株式会社セルフリ アリゼーション 名古屋市中村区中 村町 1丁目84番地	ピーすケアサポー ト 名古屋市中村区中 村町 1丁目84番地	居宅介護 重度訪問介護	2310101254	平成30年 4月 1日
株式会社なごや介 護サービス 名古屋市中村区烏 森町 7丁目 269番 地	なごや介護サービ ス 名古屋市中村区烏 森町 7丁目 269番 地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2310101262	平成30年 4月 1日
株式会社トラシア	あいわ黄金ヘルパ	居宅介護	2310101270	平成30年

名古屋市中村区黄金通 2丁目50番地	一ステーション 名古屋市中村区黄金通 2丁目50番地	重度訪問介護 同行援護		4月 1日
株式会社ハートエース 東京都八王子市子安町一丁目15番 1号	アポイント名古屋 名古屋市中村区中島町 1丁目29番地の 1	就労移行支援	2310101288	平成30年 4月 1日
社会福祉法人名古屋西福祉会 名古屋市西区菊井一丁目21番16号	桜木授産所 名古屋市西区菊井一丁目21番16号	生活介護	2310200049	平成30年 4月 1日
社会福祉法人みなと福祉会 名古屋市港区入場一丁目 114番地の 1	あしたの家 名古屋市港区七反野一丁目1828番地の 1	生活介護	2311200782	平成30年 4月 1日
	短期入所あしたの家 名古屋市港区七反野一丁目1828番地の 1	短期入所	2311200782	平成30年 4月 1日
株式会社シルバーステーション 名古屋市中川区水里三丁目 306番地の 2	シルバーステーション 名古屋市港区大西一丁目81番地	短期入所	2311200790	平成30年 4月 1日
社会福祉法人明 名古屋市港区当知町 7丁目55番地の 1	港つばみ作業所 名古屋市港区当知町 7丁目55番地の 1	生活介護	2311200808	平成30年 4月 1日

株式会社リバティ 名古屋市緑区六田 一丁目68番地	トレイト 名古屋市中区丸の内 二丁目17番 3号	就労継続支援 A型	2316100938	平成30年 4月 1日
株式会社D I P P S 名古屋市昭和区川 原通 8丁目37番地 の 2	エル・コンフォート 表山 名古屋市天白区表 山一丁目1753番地	短期入所	2316401054	平成30年 4月 1日
ナースコール株式 会社 名古屋市千種区池 下一丁目11番21号	ケアコール志賀 名古屋市北区西志 賀町 5丁目24番地	居宅介護 重度訪問介護	2317301386	平成30年 4月 1日
社会福祉法人共生 福祉会 名古屋市北区大曾 根四丁目 7番28号	ソーネおおぞね 名古屋市北区山田 二丁目11番62号	就労継続支援 A型	2317301394	平成30年 4月 1日
合同会社ピュアス マイル 名古屋市守山区大 字下志段味字横堤 1485番地の 1	ピュアスマイルヘ ルパーステーショ ン 名古屋市守山区大 字下志段味字横堤 1485番地の 1	同行援護 行動援護	2317601363	平成30年 4月 1日
一般社団法人虹望 会 名古屋市名東区香 南二丁目1306番地	レインボーワーク ス 名古屋市守山区西 新 9番 4号	就労継続支援 B型	2317601546	平成30年 4月 1日
有限会社馬健 名古屋市名東区上 社三丁目 102番地	グランド・ケア訪 問介護事業所 名古屋市名東区上 社三丁目 102番地	居宅介護 重度訪問介護	2318001134	平成30年 4月 1日

合同会社MH 名古屋市南区呼続 四丁目26番33号	訪問介護ヒカリ 名古屋市南区呼続 四丁目26番33号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318101033	平成30年 4月 1日
合同会社白石クラブ 名古屋市南区弥次 エ町 1丁目26番地 の 1	白石大学 名古屋市南区弥次 エ町 1丁目26番地 の 1	生活介護	2318101041	平成30年 4月 1日
ガゼル株式会社 名古屋市中区錦二 丁目 5番31号	ヘルパーステーシ ョン縁むすび 名古屋市緑区若田 二丁目1010番地	居宅介護 重度訪問介護	2318501257	平成30年 4月 1日
社会福祉法人みな と福祉会 名古屋市港区入場 一丁目 114番地の 1	ホームあしたの家 名古屋市港区七反 野一丁目1828番地 の 1	共同生活援助	2321200103	平成30年 4月 1日
株式会社シルバー ステーション 名古屋市中川区水 里三丁目 306番地 の 2	シルバーステーシ ョン 名古屋市港区大西 一丁目81番地	共同生活援助	2321200111	平成30年 4月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 366号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
特定非営利活動法 人つばさ福祉会 名古屋市中村区二 ツ橋町 4丁目37番 地	相談支援事業所つ ばさ 名古屋市中村区稲 上町 2丁目63番地	特定相談支援	2330100138	平成30年 4月 1日
ケアプランコマ株 式会社 名古屋市中村区高 島一丁目1001番地 の 9	ケアプランコマ障 がい支援センター 名古屋市中村区高 島一丁目 932番地	一般相談支援 特定相談支援	2336400144	平成30年 4月 1日
		障害児相談支 援	2376400145	
一般社団法人愛知 県相談支援連合会 名古屋市中村区井	相談支援事業所あ いわ 名古屋市中村区井	一般相談支援 特定相談支援	2337100099	平成30年 4月 1日
		障害児相談支	2377100090	

上町 119番地の 1	上町 119番地の 1	援		
特定非営利活動法 人H a n d s	ほどほど 名古屋市名東区高	一般相談支援 特定相談支援	2338000132	平成30年 4月 1日
名古屋市名東区高 針一丁目 802番地	針台一丁目1321番 地	障害児相談支 援	2378000125	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 367号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の名 称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
有限会社ゆう 名古屋市昭和区伊 勝町 2丁目13番地 の 2	訪問介護ステーシ ョンゆう 名古屋市昭和区伊 勝町 2丁目13番地 の 2	居宅介護	2316200118	平成30年 3月16日
株式会社コスモハ ウス 名古屋市守山区新 守山1105番地	訪問介護事業所コ スモ 名古屋市守山区新 守山1105番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317601025	平成30年 3月21日
株式会社ケアそれ いゆ 愛知県日進市岩崎 台三丁目 808番地	なの花訪問けあ 名古屋市名東区大 針二丁目 147番地 の 2	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318000953	平成30年 3月22日
社会福祉法人親愛 の里	ワークショップ虹 名古屋市中村区本	自立訓練（生 活訓練）	2310100579	平成30年 3月31日

長野県下伊那郡松川町元大島1593番地 1	陣通 5丁目 104番地	就労継続支援 B型		
株式会社ステイディー 名古屋市中村区香取町 1丁目 8番地	ヘルパーステーションまつよし 名古屋市中村区香取町 1丁目 8番地	同行援護	2310100587	平成30年 3月31日
一般社団法人草の根ささえあいプロジェクト 名古屋市中村区本陣通 5丁目 6番地の 1	居宅介護事業所で こぼこ 名古屋市千種区内 山三丁目25番 6号	同行援護	2310100827	平成30年 3月31日
SECOND LINE株式会社 名古屋市中村区黄金通 2丁目50番地	あいわ黄金ヘルパーステーション 名古屋市中村区黄金通 2丁目50番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2310100991	平成30年 3月31日
社会福祉法人名古屋西福社会 名古屋市中村区菊井一丁目21番16号	桜木授産所 名古屋市中村区菊井一丁目21番16号	就労移行支援	2310200049	平成30年 3月31日
有限会社タマ介護センター 名古屋市中村区上名古屋三丁目 6番 7号	有限会社タマ介護センター 名古屋市中村区上名古屋三丁目 6番 7号	同行援護	2310200106	平成30年 3月31日
社会福祉法人明 名古屋市中村区当知町 7丁目55番地の 1	港つばみ作業所 名古屋市中村区当知町 7丁目55番地の 1	就労継続支援 B型	2311200287	平成30年 3月31日

株式会社タイムズ・スクエア 名古屋市中村区烏森町 7丁目 269番地	なごや介護サービス 名古屋市中村区烏森町 7丁目 269番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2311300228	平成30年 3月31日
株式会社ユニオン 名古屋市中川区上高畑二丁目87番地	あいむ 名古屋市中川区上高畑二丁目87番地	同行援護	2311301341	平成30年 3月31日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンター瑞穂 名古屋市瑞穂区白龍町 1丁目70番地	同行援護	2311400283	平成30年 3月31日
株式会社インフォレックス 名古屋市港区木場町 2番地の37	あっとわーく介護サービス 名古屋市瑞穂区洲山町 2丁目32番地	同行援護	2311400416	平成30年 3月31日
株式会社ケアメイトサービス 名古屋市中区栄五丁目23番19号	株式会社ケアメイトサービス 名古屋市中区栄五丁目23番19号	同行援護	2316100292	平成30年 3月31日
特定非営利活動法人脳外傷友の会みずほ 名古屋市中区平和二丁目 3番10号	ステップみかんやま 名古屋市中区平和二丁目 3番10号	生活介護	2316100326	平成30年 3月31日
社会福祉法人A J U自立の家 名古屋市昭和区恵方町 2丁目15番地	わだちコンピュータハウス 名古屋市昭和区下方構町 1丁目 3番地	就労移行支援	2316200027	平成30年 3月31日

	の 3			
	ヘルパーステーションほかつと軒 名古屋市昭和区池端町 2丁目21番地	居宅介護 重度訪問介護	2316200266	平成30年 3月31日
株式会社ライフログ 名古屋市昭和区山中町 1丁目48番地の 1	はなみずき訪問介護事業所 名古屋市昭和区山中町 1丁目48番地の 1	同行援護	2316200696	平成30年 3月31日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンター 一天白 名古屋市天白区井口一丁目 901番地	同行援護	2316400015	平成30年 3月31日
	ニチイケアセンター 一野並 名古屋市天白区野並三丁目 412番地の 1	同行援護	2316400163	平成30年 3月31日
医療法人玉光会 愛知県豊明市栄町大根 1番地の 395	一ツ山訪問介護センター 名古屋市天白区池場二丁目 103番地	同行援護	2316400916	平成30年 3月31日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンター 一今池南 名古屋市千種区今池南29番10号	同行援護	2317100317	平成30年 3月31日
	ニチイケアセンター 一かすみが丘 名古屋市千種区霞	同行援護	2317100325	平成30年 3月31日

	ケ丘 2丁目 9番13号			
大久手メディカルサービス株式会社 名古屋市千種区大久手町 5丁目16番地の 1	訪問介護サービスセンターエル 名古屋市千種区大久手町 5丁目16番地の 1	同行援護	2317100861	平成30年 3月31日
有限会社あい介護センター 名古屋市東区相生町 4番地	あい介護センター 名古屋市東区相生町 4番地	同行援護	2317200034	平成30年 3月31日
株式会社古新 名古屋市東区古出来一丁目 2番10号	ヘルパーステーションこしん 名古屋市東区古出来一丁目 2番10号	同行援護	2317200448	平成30年 3月31日
株式会社エナジー 名古屋市西区幅下一丁目10番27号	訪問介護レガロ北久手 名古屋市北区北久手町 221番地	同行援護	2317300867	平成30年 3月31日
株式会社ミズノ 愛知県半田市吉田町一丁目60番地	ヘルパーステーションひだまりの郷 なごや北 名古屋市北区如意三丁目75番地	同行援護	2317301196	平成30年 3月31日
株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目 9番地	ニチイケアセンター喜多山 名古屋市守山区小幡四丁目 9番 7号	同行援護	2317600019	平成30年 3月31日
合同会社橋本	ケアセンターゆう	同行援護	2317600423	平成30年

名古屋市守山区小幡二丁目 5番21号	名古屋市守山区小幡二丁目 5番21号			3月31日
株式会社ケア21 大阪府大阪市北区堂島 2丁目 2番 2号	ケア21守山 名古屋市守山区甘軒家15番22号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317600613	平成30年 3月31日
エルナ株式会社 名古屋市守山区瀬古東三丁目 210番地の 1	訪問介護センター オリーブ 名古屋市守山区川宮町 658番地	同行援護	2317600928	平成30年 3月31日
株式会社飛翔 名古屋市守山区川上町 169番地	ヘルパーステーションかわかみ 名古屋市守山区大屋敷 9番 2号	同行援護	2317601108	平成30年 3月31日
有限会社ケアセンターほっと広場 名古屋市守山区薮田町 703番地	ヘルパーステーションほっと広場 名古屋市守山区大森一丁目2713番地	同行援護	2317601322	平成30年 3月31日
株式会社ウエル介護 103 名古屋市守山区森孝二丁目 919番地	ウエル介護 103森孝 名古屋市守山区森孝二丁目 919番地	同行援護	2317601439	平成30年 3月31日
アサヒサンクリーン株式会社 静岡県静岡市葵区本通十丁目 8番地の 1	アサヒサンクリーン在宅介護センター名古屋 名古屋市名東区藤森西町2002番地の 1	同行援護	2318000144	平成30年 3月31日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター名古屋東	同行援護	2318000243	平成30年 3月31日

東京都千代田区神 田駿河台二丁目 9 番地	名古屋市名東区高 社一丁目89番地			
株式会社マツキ 愛知県日進市米野 木台五丁目 319番 地	訪問介護事業所ま つぼっくり 名古屋市名東区社 台三丁目86番地	同行援護	2318000607	平成30年 3月31日
医療法人名南会 名古屋市南区豊田 五丁目15番18号	名南ヘルパーステ ーションきずな 名古屋市南区豊田 五丁目15番18号	同行援護	2318100159	平成30年 3月31日
株式会社リバーサ イド 名古屋市南区豊三 丁目 3番 1号	訪問介護ステーシ ョンリバーサイド 名古屋市南区豊三 丁目 3番 1号	居宅介護 重度訪問介護	2318100357	平成30年 3月31日
株式会社ひかり 名古屋市南区明円 町14番地	ケアネットひかり 名古屋市南区明円 町14番地	同行援護	2318100704	平成30年 3月31日
株式会社イグナー ツ 名古屋市南区内田 橋一丁目 3番 8号	ヘルパーステーシ ョン笑和 名古屋市南区内田 橋一丁目 3番 8号	同行援護	2318100852	平成30年 3月31日
特定非営利活動法 人たすけあい名古 屋 名古屋市緑区鳴子 町 4丁目13番地	生活介護のん・た んと 名古屋市緑区鳴子 町 1丁目 6番地	生活介護	2318500176	平成30年 3月31日
合同会社ライフサ ポート和花 名古屋市緑区神沢	ライフサポートの どか 名古屋市緑区神沢	行動援護	2318500440	平成30年 3月31日

二丁目1311番地	二丁目1311番地			
合同会社スマイル 名古屋市中川区北 江町 2丁目 1番地 の 1	スマイルハート 名古屋市緑区桶狭 間3322番地	同行援護	2318500713	平成30年 3月31日
アロア合同会社 名古屋市緑区竈山 一丁目 308番地	介護サービスアロ ア 名古屋市緑区梅里 二丁目12番地の 1	同行援護	2318500895	平成30年 3月31日
株式会社ありす 愛知県東海市横須 賀町二丁目36番地	ありす緑訪問介護 ステーション 名古屋市緑区潮見 が丘三丁目14番地	同行援護	2318500960	平成30年 3月31日
社会福祉法人名北 福祉会 名古屋市北区御成 通 3丁目20番地の 4	めいほく 共同作業 所 名古屋市北区上飯 田北町 4丁目39番 地	就労継続支援 B型	2317300032	平成30年 3月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 368号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
社会福祉法人みな と福祉会 名古屋市港区入場 一丁目 114番地の 1	相談支援事業所 う ろじの家 名古屋市港区西茶 屋四丁目 111番地	特定相談支援	2331200069	平成30年 3月31日
		障害児相談支 援	2371200011	
社会福祉法人名古 屋ライトハウス 名古屋市昭和区川 名本町 1丁目 2番 地	港ワーク障害者相 談センター 名古屋市港区十一 屋一丁目70番地の 4	一般相談支援 特定相談支援	2331200119	平成30年 3月31日
		障害児相談支 援	2371200060	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第369号

環境影響評価書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第23条の規定に基づき、事業者から金城ふ頭地先公有水面埋立てに係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）の提出がありましたので、同条例第24条の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この評価書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年 5 月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者 名古屋市長 河村たかし

名古屋市港区港町1番11号

2 対象事業の名称及び種類

金城ふ頭地先公有水面埋立て

公有水面の埋立て

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区金城ふ頭三丁目地先公有水面

4 評価書の提出年月日

平成30年 5 月18日

5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

エ 名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地

名古屋市国際展示場（以下「国際展示場」という。）

(2) 縦覧期間

平成30年5月30日（水）から同年6月28日（木）まで。ただし、地域環境対策課及び港区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び港区役所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

ウ 国際展示場

午前9時00分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 370号

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 7条第 5項の規定により、多面的機能発揮促進事業に関する計画を平成29年 4月 3日に認定しましたので、同条第 6項の規定により、その概要を次のとおり公表します。

平成30年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域 との重複 の有無		
○				名古屋市 富田、南 陽地域		平成29年度 から平成33 年度まで	茶屋新田地域 資源保全隊

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 371号

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 7条第 5項の規定により、多面的機能発揮促進事業に関する計画を平成30年 4月 2日に認定しましたので、同条第 6項の規定により、その概要を次のとおり公表します。

平成30年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域 との重複 の有無		
○				名古屋市 富田、南 陽地域		平成30年度 から平成34 年度まで	小川天目保全 隊

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 372号

葵土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿の縦覧

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第 1項の規定により、
名古屋都市計画事業葵土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を次のとおり公衆
の縦覧に供します。

平成30年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 縦覧の期間
平成30年 6月 6日から同月19日まで
- 2 縦覧の時間
午前 8時45分から午後 5時15分まで
- 3 縦覧の場所
名古屋市東区豊前町 2丁目45番地
名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市住宅都市局都市整備部大曾根北・筒井都市整備事務所

名古屋市告示第 373号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 5月31日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

平成28年11月28日 28指令住開指第 153号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（第 2工区）

名古屋市名東区平和が丘一丁目65番 1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番 6号

株式会社フィールホールディングス

代表取締役 蟹江義雄

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 374号

平成30年度名古屋市国民健康保険料の所得割額に係る保険料率及び均等割額について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）第14条第 4項、第15条、第15条の 2の 3第 4項、第15条の 2の 4、第15条の 4第 3項、第15条の 5、第15条の 6、附則第 7条、附則第 8条、附則第12条、附則第13条、附則第17条及び附則第18条の規定により、平成30年度分国民健康保険料の基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の所得割額に係る保険料率及び均等割額を次のとおり決定しました。

平成30年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 基礎賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0755
- (2) 均等割額 40,401円

2 後期高齢者支援金等賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0239
- (2) 均等割額 12,910円

3 介護納付金賦課額

- (1) 所得割額に係る保険料率 0.0234
- (2) 均等割額 15,770円

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 375号

名古屋市国民健康保険条例附則第 2条第 4号に規定する割合及び
同条第 5号に規定する割合について

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）附則第 2条第 4
号に規定する割合及び同条第 5号に規定する割合を次のとおり決定しました。

平成30年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 附則第 2条第 4号に規定する割合 0.950
- 2 附則第 2条第 5号に規定する割合 0.980

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第 376号

寄附金の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、寄附金の収納事務を次のように委託しましたので、同条第 2項の規定により、告示します。

平成30年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

所在地 大阪府大阪市北区大深町 4番20号 グランフロント大阪タワーA

名 称 株式会社エフレジ

代表者 代表取締役 杉本 和彦

2 寄附金の収納事務の委託を開始する日

平成30年 6月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 377号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のように指定代理納付者を指定しました。

平成30年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定代理納付者の名称
三菱UFJニコス株式会社
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
東京都文京区本郷三丁目33番 5号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる日
平成30年 6月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 378号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のように指定代理納付者を指定しました。

平成30年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定代理納付者の名称
株式会社中部しんきんカード
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
名古屋市中区錦一丁目 4番 6号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる日
平成30年 6月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 379号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のように指定代理納付者を指定しました。

平成30年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定代理納付者の名称
株式会社名古屋カード
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
名古屋市中区上前津二丁目 4番 5号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる日
平成30年 6月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 380号

立地適正化計画の公表について

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第 1項の規定により、立地適正化計画を定めました。

本計画書は、なごや集約連携型まちづくりプランに関する事務取扱要綱（平成30年 5月29日住宅都市局長決裁）第 2条の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において一般の縦覧に供します。

平成30年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 公表年月日

平成30年 6月 1日

2 立地適正化計画の名称

なごや集約連携型まちづくりプラン

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 381号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成30年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
工藤 勉 名古屋市中川区柳瀬町 2丁目32番地の 2
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市中川区江松西町 110番、畑、458.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
花井 好子 名古屋市中川区江松五丁目1809番地
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として利用
 - (3) 存続期間 平成30年 6月11日から平成33年 6月10日まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 382号

福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成30年 6月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」又はこれに準ずる女子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する「配偶者のない男子」又はこれに準ずる男子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (3) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成されている世帯

2 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有するひとり親世帯であ

ること。ただし、同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 申込者の児童に係る60歳以上の祖父母

イ 申込者の20歳以上の子（当該子が申込者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）である場合又は離婚後間がないなど申込者の扶養親族でないことにつき、やむを得ない理由があるときであって、扶養親族と同等の状態であると認められる場合に限る。）

ウ 障害者向市営住宅申込み可能者と同程度の障害を持つ親族

- (2) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (4) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第5条第2項各号のいずれかに該当する者は5年）を経過しない者でないこと。
- (7) 原則として、保証人1名を立てることができること。

3 申込書等の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所

(2) 日時

平成30年 6月 4日（月）から同月15日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 9日（土）及び10日（日）を除く。

4 申込みの受付

(1) 方法

ア 市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）の窓口提出する。ただし、市外に居住する者は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等の窓口提出する。

イ 名古屋市ひとり親家庭手当受給者又は本市内に居住している児童扶養手当受給者若しくは愛知県遺児手当受給者であって、アにより難しい場合には、市営住宅入居申込書を郵送により提出できる。

(2) 期間

ア 社会福祉事務所等の窓口提出する場合は、平成30年 6月 4日（月）から同月15日（金）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 9日（土）及び10日（日）を除く。

イ 郵送により申込書を提出する場合は、平成30年 6月 4日（月）から同月15日（金）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

5 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

(2) 日時

平成30年 7月18日（水）午後 1時30分

6 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 32戸

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画担当部子ども未来企画室

名古屋市教育委員会告示第12号

教育委員会定例会の開催について

平成30年 6月 4日午前11時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成30年 5月28日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市図書館協議会条例施行規則の一部を改正する規則案について

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について

平成30年度一般会計補正予算について

名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

名古屋市図書館協議会委員の委嘱について

名古屋市博物館協議会委員の委嘱について

名古屋市美術館協議会委員の委嘱について

名古屋市科学館協議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第14号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

平成30年 5 月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

第9条の2中第7項を第9項とし、第4項から第6項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項中「第16条第1項に規定する要介護者をいう。以下この条において同じ。」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母、父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子その他の2親等以内の親族で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 妊産婦が請求した場合には、超過勤務をさせてはならない。

第9条の2中第2項を第3項とし、同条第1項中「（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）」、「前条第1項に規定する」及び「（以下この条において「超過勤務」という。）」を削り、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

妊娠中又は出産後1年以内の女性職員（以下「妊産婦」という。）が請求した場合には、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において、勤務時間を割り振り又は前条第1項に規定する超過勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。

第16条第1項中「（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者で負傷、疾病その他別に定める事由により日常生活を営むのに支障があるものをいう。）」を削り、「するため」の次に「局長が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態

ごとに、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、「、局長の承認を得て」を削り、同条第2項中「別に定めるところにより、6月以内」を「指定期間内」に改める。

第21条中「次の各号」を「次」に改め、第41号を第42号とし、第21号から第40号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 介護休暇（時間） 介時（ H）（Hの前に時間数を入れるものとする。）

第22条第3項中「介護休暇申請書」を「介護休暇簿」に改める。

附則第7項中第36号を同項第37号とし、第16号から第35号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 介護休暇（時間） 介 h （hの前に時間数を入れるものとする。）
第9号様式を次のように改める。

第 9 号様式（第 22 条関係）

(第 1 面)
介護休暇簿

(所属名)		(職員番号)	(氏名)
※要介護者に関する事項	氏名	※要介護者の状態及び具体的な介護の内容	
	続柄		
	介護が必要となった時期 年 月 日		

指定期間の申出・指定			
※本人印	決裁欄	※申出の期間	※申出日 期間
		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日
備考			

指定期間の延長・短縮			
※本人印	決裁欄	※延長・短縮後の末日	※申出日 延長・短縮後の期間
		(年 月 日から) 年 月 日まで	年 月 日
備考			

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第2面)

介護休暇の請求・承認											
※本人印	承認印			※請求の期間					※請求年月日	承認の可否	備考
				年 月 日	半日	時間	日・時間数				
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～時 分 時 分～時 分	日 時	年 月 日	☐ 承認 ☐ 不承認	

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

(第3面)

介護休暇の取消し等										備考
※本人印	承認印			※休暇の取消し等の期間				日・時間数		
				年月日	半日	時間				
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分	日 時			
				年 月 日から 年 月 日まで	☐ 午前 ☐ 午後	時 分～ 時 分	日 時			

(※印の欄は職員が記入又は押印する。)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年6月1日から施行する。
(名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正)
- 2 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。
第2条第10号の2中「第16条第1項」を「第9条の2第4項」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第15号

名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

平成30年 5 月31日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

別表中「昭和分室」を「船付分室」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程の規定は、平成30年 4 月 1 日から適用する。

名古屋市交通局管理規程第 13 号

名古屋市交通局契約規程（昭和 39 年名古屋市交通局管理規程第 18 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 6 月 1 日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第 10 条第 1 項中「掲示」を「提示」に改める。

第 13 条を次のように改める。

第 13 条 削除

第 23 条中「第 3 条から第 8 条まで及び第 10 条から第 19 条」を「、第 3 条から第 8 条まで、第 10 条から第 12 条まで及び第 14 条から第 19 条」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第14号

ICカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成30年6月1日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

第4条第4項第4号から第6号までの規定中ただし書を削る。

第47条第4項、第48条第3項及び第49条第5項中「各乗車券発行所」を「各駅及び各乗車券発行所」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大名古屋ビルディング

名古屋市中村区名駅三丁目2701番 ほか25筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)デンハム・ジャパン	代表取締役 根岸 洋明	東京都目黒区青葉台一丁目15番 1号	変更なし	代表取締役 塩崎 智	変更なし	平成30年2月1日
2	—	—	—	(株)ローソン	代表取締役 竹増 貞信	東京都品川区大崎一丁目11番 2号	平成28年3月5日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

(1) No. 1の小売業者については、代表者の変更のため

(2) №. 2の小売業者については、届出漏れのため

5 届出の日

平成30年 5月 9日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 5月30日から同年10月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年10月 1日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 5月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

自由ヶ丘プラザ

名古屋市千種区自由ヶ丘三丁目 2番27号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
名古屋市住宅供給公社	理事長 一見 昌幸	名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号	変更なし	理事長 中野 克己	変更なし

3 変更の日

平成30年 4月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

平成30年 5月18日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 5月30日から同年10月 1日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年10月 1日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の再開公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の再開の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成30年 5月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を再開した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	再開年月日
第1373号	ニッカホ ーム中部 (株)	小松 高士	名古屋市緑区相原郷 一丁目2609番地	平成30年 4月18日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成30年 5月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1409号	タカラ水道設備	水越 茂雄	愛知県春日井市堀ノ内町 4丁目 9番地25	平成30年 4月18日
第1411号	(株)X E S T	中山 博之	大阪府吹田市岸部南一丁目 6番 5 - 311	平成30年 4月18日
第1412号	馬路組	馬路 敏明	三重県鈴鹿市東旭が丘三丁目20番 7号	平成30年 4月18日
第1413号	岩本設備	岩本 健一郎	名古屋市中川区富田町大字榎津字袋尻 427番地の 2	平成30年 4月18日
第1414号	フロフェッショナル	福田 隆之	名古屋市中川区中郷二丁目27番地	平成30年 4月18日
第1415号	小川住設	小川 明彦	三重県鈴鹿市白子町 1689番地の 3	平成30年 4月18日
第1416号	(株)藤原設備	藤原 伸也	名古屋市中川区新家三丁目1426番地	平成30年 4月18日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成30年 5月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 958号	池ヶ谷設備	池ヶ谷 久	名古屋市緑区亀が洞一丁目 826番地	平成30年 4月20日
第1021号	(株)丸善工業	田村 善紀	名古屋市緑区梅里一丁目 100番地	平成30年 4月20日
第 294号	(株)精誠	高島 承巖	名古屋市守山区小幡二丁目16番26号	平成30年 4月24日
第 433号	(株)日永設備	只野 勉	名古屋市天白区元八事五丁目 155番地	平成30年 4月24日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成30年 5月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1409号	タカラ水道設備	水越 茂雄	愛知県春日井市堀ノ内町 4丁目 9番地25	平成30年 4月18日
第1413号	岩本設備	岩本 健一郎	名古屋市中川区富田町大字榎津字袋尻 427番地の 2	平成30年 4月18日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成30年 5月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 958号	池ヶ谷設備	池ヶ谷 久	名古屋市緑区亀が洞一丁目 826番地	平成30年 4月20日
第1021号	(株)丸善工業	田村 善紀	名古屋市緑区梅里一丁目 100番地	平成30年 4月20日
第 294号	(株)精誠	高島 承巖	名古屋市守山区小幡二丁目16番26号	平成30年 4月24日
第 433号	(株)日永設備	只野 勉	名古屋市天白区元八事五丁目 155番地	平成30年 4月24日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第 7条第 1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように名称、代表者又は事業所の所在地の変更の届出があったので、同規程第22条第 1項第 2号の規定により公告する。

平成30年 5月30日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

名称を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	名 称		変更年月日
		旧	新	
第1056号	ボルテクス(株)	(株)牧管工設備	ボルテクス(株)	平成30年 4月24日

代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代 表 者		変更年月日
		旧	新	
第 546号	(株)あいしん	小池 一三	佐橋 悠児	平成30年 4月20日
第1075号	矢田川建設(株)	寺尾 直樹	寺尾 邦子	平成30年 4月20日
第1134号	(株)川島鉄工所	川島 孝信	川島 義久	平成30年 4月20日
第 510号	(株)佐藤総合設備	佐藤 忠雄	佐藤 智裕	平成30年 4月24日
第 789号	松川設備工業(株)	松川 忠男	松川 明彦	平成30年 4月24日

第 833号	葵電気工業(株)	間瀬 静英	間瀬 英貴	平成30年 4月24日
--------	----------	-------	-------	-------------

事業所の所在地を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
第1318号	(有)エンテック	名古屋市中村区 東宿町一丁目55 番地の 2	名古屋市中川区 川前町70番地	平成30年 4月16日
第1056号	ボルテクス(株)	名古屋市西区砂 原町 185番地	名古屋市西区大 野木三丁目78番 地	平成30年 4月24日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課